

愛知県地域防災計画の修正の要旨

I 愛知県地域防災計画の修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、適宜検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

II 主な修正内容

1 新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正

国における新たな防災気象情報の運用開始（令和8年5月29日）に伴い、防災気象情報の発表に伴う災害対応の運用や伝達する情報の名称、表記方法等について修正する。

<修正箇所>

■風水害等編

- 第1編 第3章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱
- 第2編 第3章 第2節 土砂災害の防止
- 第2編 第3章 第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策
- 第2編 第9章 第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成
- 第3編 第1章 第1節 災害対策本部の設置・運営
- 第3編 第2章 第1節 気象警報等の発表、伝達
- 第3編 第2章 第2節 避難情報

■地震・津波編

- 第2編 第5章 第4節 土砂災害の防止

<新旧対照表>

- 風水害等編 P1、2、4、5、6、7、8、9
- 地震・津波編 P2、3

<参考>

	新たな防災気象情報				参考	
	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川 以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れ や土石流	高潮 海水面の上昇や波の 打ち上げによる浸水	市町村からの 避難の呼びかけ の種類	住民がとるべき 行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	緊急安全確保	命の危険。直ちに安全確保
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	避難指示	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等は避難
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報		自らの避難行動 を確認する
警戒レベル 1	早期注意情報					災害への心構え を高める

2 県の非常配備体制に係る修正

新たな防災気象情報の運用開始、2024年8月南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応及び近年の地震災害における震度と被害の状況等を踏まえ、県災害対策本部の設置基準及び非常配備体制の配備基準について修正する。

<修正箇所>

■風水害等編

第3編 第1章 第1節 災害対策本部の設置・運営

■地震・津波編

第3編 第1章 第1節 災害対策本部の設置・運営

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

<新旧対照表>

■風水害等編 P6、7

■地震・津波編 P4、5、10、11

3 国による道路啓開の代行について追記

改正道路法及び中部道路啓開計画に基づき、同計画で設定された県又は名古屋市が管理する国道、県道又は市町村道について、災害時に、中部地方整備局が本来の道路管理者に代わって道路啓開を実施できることなどについて追記する。

<修正箇所>

■地震・津波編

第3編 第8章 第2節 道路施設対策

<新旧対照表>

■地震・津波編 P7、8

<その他>

第1編第3章「被害想定及び減災効果」において、愛知県南海トラフ地震被害予測調査結果を反映する。

<反映箇所>

■地震・津波編

第1編 第3章 第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果

<新旧対照表>

■地震・津波編 P1